

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(禁止物件における広告物の表示の許可の基準)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>(公共的目的を有する団体が届出をして表示できる広告物等の基準)</p> <p>第5条の3 条例第5条第4項第2号及び第6条第3項第2号の規則で定める基準は、次条に規定する基準に適合するものであることとする。</p> <p>(表示等の許可の基準)</p> <p>第5条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第10（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>基 準</th></tr></thead><tbody><tr><td>条例第7条第1項第3号の規則で定める基準</td><td>第5条の4に規定する基準に適合するものであること。</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	基 準	条例第7条第1項第3号の規則で定める基準	第5条の4に規定する基準に適合するものであること。	[略]		<p>(禁止物件における広告物の表示の許可の基準)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p><u>2 国又は地方公共団体の施策の推進に資すると認められる広告物のうち別に定めるものに係る表示の許可の基準については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 関係市町村の意見を聴いた上で、良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるものでないと認められるものであること。</u></p> <p><u>(2) 表示面積、投影面積、高さ等が当該施策の推進のために必要な範囲内であること。</u></p> <p>(公共的目的を有する団体が届出をして表示できる広告物等の基準)</p> <p>第5条の3 条例第5条第4項第2号及び第6条第3項第2号の規則で定める基準は、次条<u>(第3項を除く。)</u>に規定する基準に適合するものであることとする。</p> <p>(表示等の許可の基準)</p> <p>第5条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 国又は地方公共団体の施策の推進に資すると認められる広告物又はこれを掲出する物件のうち別に定めるものに係る許可の基準については、前2項の規定にかかわらず、第5条の2第2項各号の規定を準用する。</u></p> <p>別表第10（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>基 準</th></tr></thead><tbody><tr><td>条例第7条第1項第3号の規則で定める基準</td><td>第5条の4<u>(第3項を除く。)</u>に規定する基準に適合するものであること。</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	基 準	条例第7条第1項第3号の規則で定める基準	第5条の4 <u>(第3項を除く。)</u> に規定する基準に適合するものであること。	[略]	
区 分	基 準												
条例第7条第1項第3号の規則で定める基準	第5条の4に規定する基準に適合するものであること。												
[略]													
区 分	基 準												
条例第7条第1項第3号の規則で定める基準	第5条の4 <u>(第3項を除く。)</u> に規定する基準に適合するものであること。												
[略]													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。